

## 大通地区への屋外広告物規制の指定案について

### <パブリックコメントに係る意見等の概要とそれに対する市の考え方>

札幌市では、令和5年11月に公表した「大通地区への屋外広告物規制の指定案について」に対するご意見を募集しておりました。

つきましては、ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方を公表いたします。なお、お寄せいただいたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しておりますことをご了承下さい。

今後とも、屋外広告物行政へのご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



#### 1 意見募集の概要

(1) 意見募集の期間

令和5年11月15日（水）から令和5年12月15日（金）【31日間】

(2) 意見の提出方法

持参、郵送、ファクス、電子メール、ホームページ

(3) 意見募集した資料の配布、閲覧場所

- 札幌市役所本庁舎 2階 市政刊行物コーナー
- 札幌市役所本庁舎 6階 建設局総務部道路管理課
- 各区役所総務企画課広聴係
- 札幌市公式ホームページ

#### 2 意見募集の結果

(1) 意見の提出者数 1名

(2) 意見の件数 1件

No.	意見（概要）	回答
1	勧誘員が立看板の下に車がついたものを大通公園内やその周辺の歩道上に設置し、歩行者の妨げとなっている。看板主が傍に立っていて、すぐに移動できる体制とは言え、歩道上の立看板は全面禁止すべきである。	禁止される立看板は店先等に掲出されるものを想定しており、ご指摘の一時的に掲出される立看板につきましては、屋外広告物に当たらないと考えますが、一般交通に著しい障害を及ぼすような場合には関係機関と連携のうえ対応を協議したいと考えます。

### 3 担当

札幌市建設局総務部道路管理課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎6階

電話：011-211-2452 ファクス：011-218-5134

メールアドレス：dorokanri@city.sapporo.jp